

愛知県官憲ハ之ヲ濫用シ此致往者
其ヤ白練ヲ労働組合ノ集會ニ適用シ之
ヲ其地干渉圧迫シツ、下リ、茲ニ日本労働組
合評議會創立大會ハ當局ノ不協行爲
ニ徹底的抗議スルト若ニ即將斯ル行爲ニ
出テサレシ事ヲ要求スル
右決議ス

大正十四年五月廿五日

愛知県知事一覽

内務大臣宛ノハ右ノ未ノカタテ斯ラ云フ風、

置ツテ依リマス

セカク労働組合評議會ハ愛知県内ノ不協
行爲ニ對シ徹底的抗議スルトテ、内務大臣ニ

ニ斯ル行爲ニ出テレメサラン事ヲ要求ス

右決議ス (柏各起ル)

次ニ岡山縣ノ方ハ内務大臣宛テ知事宛テ同様
ヲアリス

由來岡山縣ニ於ケル官憲當局カ合其的労働
運動ニ對シル事ニ直害ヲ加ヘ来リシ事ハ既ニ
因知ノ事ニ定テラレ、然ルニ今回發布セラレタル岡
山縣警署花火罰令ハ一條ハ四條ノ朋ヤ、健全
ナル労働運動ニ干渉シ圧迫セシムルトアリ、本日
本労働組合評議會創立大會ハ其ノ悪状
ノ撤廢ヲ要求ス
右決議ス

以上ハ報告甲上ニマシ